

# 北本市議会基本条例案市民説明会での意見等の

## 検討結果等の概要について

市民説明会やアンケート等で市民の皆さんからいただいた意見や質問等に対して、市民説明会で回答した内容や、検討が必要なものについて、北本市議会基本条例制定特別委員会で検討などを行った結果の概要についてです。

質 問：口頭やアンケート等でいただいた質問です

意 見：口頭やアンケート等でいただいた意見です

回 答：市民説明会当日に、口頭で行った回答です

検討結果：特別委員会で検討を行った結果です。

※当日の質問等とアンケート等でいただいた意見等の中で重複しているものについては、掲載していません。

※下線部については、議会基本条例制定特別委員会で検討し、条例案に市民の意見を反映した部分です。

※第14条「反問権の付与等」と第15条「政策等の形成過程の情報収集」については、市民からのご意見を反映し、現在は第14条が「政策等の形成過程の情報収集」、第15条が「反問権の付与等」になっています。

### 1 市民説明会（平成29年4月22日）での意見等

質 問：市民に開かれた議会、わかりやすい議会ということで、今回の開催になったと思う。条例の良し悪しを聞く機会が、これまでなかったので不慣れですが、大すじは間違っていないと思う。なぜ、この条例が必要なのか、今までの議会はなにを拠り所にして行ってきたのか、何が足りなかったのかを知りたい。議員の権能を高めるとは何か、説明をお願いします。

回 答：議員として自らを律し、市民のために働くためには基本となるベースが必要ということで、制定に取り組みました。制定の基本となる考え方は、市民の方の声をしっかり聞くことであり、議会が独りよがりになってはいけません。このまちに住んでいる人が幸せになるために、市民と約束をすることを決意して制定しました。

質 問：変わるの何か、何を一番変えたいのですか。

**回 答**：市民に開かれた議会、自由闊達な討議を行う議会、また政策提言、立法機能の強化も目指します。

**検討結果**：議会は、住民の代表機関であることから、住民に代わって地方公共団体の実行を事前、または事後に監視し、執行機関をけん制する権限を持っています。これを監視権といいます。今後は、特にこのことについて、留意する必要があると考えています。

**意 見**：議会の活動の発信と協働と内部の討論が大切であると、委員長は考えながらつくったと理解しました。

**質 問**：市民との協働を推進するとはどの部分ですか。3章の第8条に市民との意見交換とありますが、市外に働きに行き、共働きで子育て中の参加は難しいものがあります。意見交換会だけでなく、常日頃から情報発信や意見を集約する場が必要ですが、具体的に何を実施するか考えはありますか。

**回 答**：具体的な協働の方策は決めていませんが、各常任委員会が主体となって設けている各種団体や市民との情報交換の場を拡大することが考えられます。議会報告会も実施方法や開催の時間帯を検討するなど考えられますし、議会モニターの設置や広報広聴の充実を規定したのでその中で対応していければと考えています。

**検討結果**：前文では、「市議会としての役割や責務を果たすために」の部分が、市民との協働の主たる目的になります。そのために「議会の活動に関する様々な情報を発信して、市民との協働を推進し」という方策を示していますので、市議会としての役割や責務を果たすために、議会の活動に関する様々な情報を発信したうえで、市民との協働を推進するということになります。

その第一歩として、市民が何らかの形で議会の活動等に参画できるような事業を行うことになります。例としては、議会報告会での意見交換や請願、陳情、議会モニター、公聴会及び参考人制度等の活用等を通じて、市民の多様な意見を把握し、また各常任委員会の活動の中で、意見等を聴く場を設ける等参画の場を拡充していくことになります。

協働については、目指すべきものとして前文には残し、改めて「参画」の

文言を盛り込むこととしました。

**意見**: 議会モニターはする事ができる規定で、広報広聴は努めるものとなっていますので、義務として書かれているものは8条だと思います。市民との協働を大切にしてください。意見を聞くだけでなく、市民が政治に参加できるようにしてほしいです。

**回答**: 議会への市民参加の機会の充実に努めます。

**質問**: 議会改革は課題があって行うものですが、内容的に改革しなければならないことが不足している感があります。改革の推進を各条で説明して欲しいです。権能を高めるとありますが、具体的に何が不足しているのでしょうか。

**回答**: 議会改革の手段については第34条に規定しています。現状に満足せず、市民に信頼される開かれた議会を目指して、鋭意取り組んでいきます。

**検討結果**: 北本市議会が、文字どおりの二元代表制の一翼を担う組織として、安定的な運営をしていくためには、自己変革をしていかなければなりません。そのため現状に満足することなく、常に市民に開かれた信頼される議会を目指し、継続的な議会改革に取り組むことを第34条で定めています。

**質問**: 開かれた議会にするために、何が一番不足して、何を困って34条を制定したのでしょうか。

**回答**: 今議会として、足りない部分は何かを考え、先に進めるために規定しています。困っていることではありません。議会の権能については、議会制度自体が、地方分権や地方公共団体の自主性・自立性の強化を目的に戦後作られ、首長、議員とも直接選挙することによって住民の意思を行政に反映するという制度です。自らのことは自らが決し、その責任を負う自治の理念のもとに更なる強化を地方公共団体は求められていることから、様々なことを明文化しました。

**質 問**： 議会の運営上まだまだ足らなかったという反省のもとに権能を高めるとい言葉が出てきたと思いますが、高めなければならないのはどこでしょうか、条例で明文化している高めるための努力をお聞きしたいです。

**回 答**： 具体的には第15条の政策等の形成過程の情報収集、第16条の閉会中の文書による質問、第24条の専門的知見の活用、第26条の審議会等の設置、第27条の政策討論会などについて、権能を高めることができるよう、規定しました。

**検討結果**： 第5条中の「(1) 住民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重んじた、市民にわかりやすい開かれた議会を目指すこと」また、「(2) 議会が、討議の場であるとの認識に立って、市民の参加の機会を確保し、市政の課題等の解決のために尽力すること」を真摯に実行していきたいと考えています。

また、議会は、一人ひとりの議員の集合体であることから、議会の権能を高めていくためには、議員の資質などを高めていく必要がありますので、第6条、議員の活動原則中の「(1) 議員は、議会が合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を推進すること」や「(2) 市政の課題等について、市民の多様な意見を把握するとともに、自己の資質向上に努め、市民の信頼に応える活動をする事」についても、真摯に実行していきたいと考えています。

**質 問**： 基本条例を定めているのは埼玉県でどのくらいありますか。

**回 答**： 2015年9月のデータでは、全国の道府県、政令市、特別区、市、町村合わせて、701自治体、割合としては39.2%が制定しています。その内、市として制定しているのは415市で、制定している自治体内での割合としては、53.9%となっています。議会の地方分権も広がりました。国の下請けでない、議会基本条例は、地方発の議会活動のベースになるものとして認知されています。

議会基本条例を制定した自治体では、内容の見直しも進んでいます。しかしながら、埼玉県は制定率が低い状況です。近隣市は制定していませんが、全国的には多数の議会が制定していますので、本市議会が先行しているわけではありません。

**質 問**: 議会基本条例があると今後、議員の権限を保障し活動しやすくなるのでしょうか。

**検討結果**: これまでの北本市議会は、日本国憲法の地方自治の本旨に基づいた地方自治法と標準的な内容を基にした、北本市議会会議規則や北本市議会委員会条例を基本とし、細かな運用については北本市議会先例集の中で、議会の運営をしてきましたが、議会基本条例が制定されることによって、議会の基本的な運営がわかりやすくなります。

また、議会や議員の活動に関する内容等を明文化したことで、責任を明確化し、その活動もある程度保障できたと考えています。

**質 問**: 第15条は議会として大切です。市が出してきた提案に注文しています。しかし、政策過程での情報収集を議会がやらなくてはならないのかは疑問があります。

提案者に対する要求であれば、第15条は事業の目的を明確に聞きたいと一番に言っています。会社では5W1Hが大切です。何をするのか、いつどこでするのか、誰がするのか大切です。

行政もどの部課が担当するのか明確にし、責任の所在をはっきりするためにも必要ではないかと考えます。

政策等の実施に要する経費、財源となっていますが、準備に対する経費、始めた後の経費と財源予測を盛り込んで欲しいと思います。行政は単年度会計なので、将来に対する計画が必ずついていること、年度別の経費と効果の経費の予測、明確に表示したほうが良いのではないのでしょうか。

**検討結果**: 第15条第1項の「(1) 政策等の提案に至った経緯又は理由」「(2) 検討した他の政策等案の内容」「(3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討」「(4) 市民参加の実施の有無とその内容」「(5) 総合計画における根拠又は位置付け」「(6) 根拠法令、根拠条例等」「(7) 政策等の実施に要する経費及び財源」「(8) 将来にわたる政策等の効果及び経費」の中で、お尋ねになった内容は、包含できると考えていますが、今後審議や審査をする際の参考として、留意させていただきます。

**意 見**: 第6条に議員の活動原則があるが、ある会派に意見交換を申し入れしたが、返事がない状態です。市民の要求にはできるだけ答えてください。立派

な条例をつくっても議員の意識が低ければ向上しません。議員自らの資質の向上に努力してください。

**質 問**: 市民の定義では市内で働いている人も対象なるのでしょうか。読点の場所がおかしいと思います。

**回 答**: 自治基本条例と同じ書き方ですが、それで良いのかについては、市役所の法規を担当している部署に確認します。

**検討結果**: 市役所の条例等を審査する部署に確認したところ、「市内に住み、市内で働き、若しくは市内で学ぶ人」は、「市内に住む人」「市内で働く人」「市内で学ぶ人」が並列している書き方となっていますので、市内で働いている人も対象になります。

**質 問**: 第10条で請願及び陳情を適切に処理するとありますが、議会傍聴をしていると趣旨採択となることがあります。趣旨採択とは否決なのでしょうか、その後どうなるのでしょうか。請願については採択か不採択の二つしかないと考えるべきではないでしょうか。アフターフォローが必要だと思います。請願に対して「このようにしました」と請願人もしくは市民に発表すべきではないでしょうか。

**回 答**: 今現在、趣旨採択といった結果について、市長等に通知しています。趣旨採択は、願意は妥当であるが、実現性の面で確信が持てないといった場合、不採択することもできないとしてとられる、請願に対する決定の方法です。また、請願人には結果を報告しています。議会だよりや市議会ホームページでもお知らせしています。

**検討結果**: 基本的に請願は、議会がその可否について機関意思を決定するもので、例えば、議会として願意は妥当であるが、実現するにあたって、本当に願意が実現できるのかについて、確信が持てない場合にとられる請願に対する決定の一つの方法です。

基本的には、議案と一緒にするので、本来であれば採択か不採択しかありません。しかしながら、請願には請願者の願意がありますので、議案のように修正ができません。そのため、修正可決はありませんので、一部を採択する

一部採択や趣旨採択という採択の方法があります。しかし、趣旨採択は、あくまで便宜的な処理方法であるので、乱用してはならないともなっています。

議会が採択し、そうした請願について関係のある執行機関は、誠意を持ってその処理にあたるべきですが、必ずそのとおりの措置をとらなければならない法的義務が発生するものではありません。執行機関としては、趣旨採択となった請願について、財政事情等に変化があった場合に、議会意思の実現に努力すればよいことになっています。

請願については、採択、一部採択、趣旨採択、不採択といった結果にかかわらず、請願者に対しての結果は通知します。ただし、その時点で結果理由まで付すのは難しいため、後日、議事録や委員長報告で確認していただくこととなります。

なお、第10条第3項に基づいて、採択した請願及び住民による陳情のうち市長等において措置することが適当と認めるものについては、市長等に送付した後、その処理の経過及び結果の報告を求めることとなります。

**質 問**：第4条の議会の役割の中に、議員の一般質問に対して執行部に必ず答えさせるという役割が必要ではないでしょうか。沈黙して執行部が答えない場合があります。議会の役割のなかに入れるべきではないでしょうか。

**検討結果**：執行部の答弁が適切かどうかについては、判断が非常に微妙なところでもあります。通常議長が、議事整理権に基づいて判断しますが、そのようなご意見があったことを、議会基本条例が制定された際に執行部にも説明します。

**質 問**：議員が、選挙の時に会派のことはいっていないのに、当選後会派に所属して、会派拘束によって委員会と本議会で変心することが見受けられます。会派とは何のためにつくったのかが判るようにして欲しいと思います。会派は党でないのだから目的を示すべきではないでしょうか。

**検討結果**：各会派の目的やコンセプトについては、各会派の結成や解散があった場合、議会基本条例にその都度盛り込むのは難しいため、各会派に確認してください。

**質 問**: 第 8 条の市民の参加の機会ですが、議会報告会は委員会の審議の説明になっています。議員個別の考え方をみなさんと一緒に聞きたいと思います。そういった機会をルール化して欲しいです。会派ごとでもよいと思います。個々の意見は言わないとせず、なぜ賛成したのか反対したのか説明すべきではないでしょうか。

**検討結果**: 第 5 条、議会の活動原則中の（４）では、議会として積極的な情報公開を行って、市民への説明責任を果たすとしています。また、第 6 条、議員の活動原則（４）では、「市民に対し、自らの議員活動について説明すること」としていますので、会派や個々の賛否、考え方等については、これらの条文を受け、各会派や個々の議員が、報告会等を開催し、それぞれ情報発信をしていくことになると思います。

**質 問**: 第 10 条に請願について報告を求めるとありますが、期限の定めがありません。決めるべきです。

**回 答**: 請願の報告の期限は、今後の検討課題とします。

**検討結果**: 議会基本条例は、手続条例ではないため、期限までは規定しません。

**質 問**: 条文のなかに「議長が別に定める」とありますが、定めた後どうなるのでしょうか。議長が変わると変わるのですか。

**回 答**: 議長が定めるとありますが、議会運営委員会をはじめとした、議会内の会議で内容についての合意を図りますので、議長が変わったからといって、変更されるものではありません。

**意 見**: 自由かつ充実した討議について、政策提言に期待しています。

**質 問**: 第 23 条第 2 項で自由に議論を尽くして合意形成につとめるとあります



が、委員会と本議会での賛否が違うのは納得できません。議員の自由討議によって今後は減っていくのでしょうか。

政策提言をすすめてください。会派ごとの意見もまとめて欲しいと思います。

**回 答**：現在は、議員間討議が十分にされていない状況です。議論を尽くして合意形成に努めることが重要であると考えます。

各委員会はテーマ活動に取り組んでいるところですので、その活動を核に条例提案等を活発にしていくことになります。

また、現在も政策提言については議論しています。会派については、会派それぞれが考えていくことになりますので、明確にはお答えできません。

なお、予算の要望などについては、既に会派ごとに行っています。

**検討結果**：委員会は、議会の内部組織として、本会議の予備的審査を行うものです。

委員会は、通常議会の議決の対象となる議案などについて、議論して委員会として結論を出します。審査が終了した場合、事件名、審査の経過、その結論について議長に報告します。

委員会に所属している議員の賛否は、本会議場の議決においてもそのままであるのが通常ですが、本会議場での議決の際に賛否が異なる場合があります。これは、委員会審査の終了から本会議場での採決までの間に、何らかの要因で表決態度が変わるためで、地方自治法上では、不可とされていませんので、ご理解をお願いします。

**意 見**：以前検討していた議会基本条例ができて感無量です。特別委員会も何回も行われており、今後の議会に期待します。

**質 問**：第39条の見直し手続きで、議会運営委員会で不断の検証につとめるとありますが、どの程度のことを考えていますか。

**回 答**：特別委員会の中で具体的には決めていません。少なくとも改選時に見直す予定ですが、具体的な期間などについては、今後議会運営委員会で検討することになります。

**質 問**：条例に書いてあることがきちんと行われているのかの確認を議会運営委員会がチェックをするのでしょうか。

**回 答**：議会基本条例に沿って、きちんと行われているかどうかについての評価は、議会運営委員会が行います。

**質 問**：第4条は厳密に行ってください。監視や評価をするのに常任委員会や一般質問があると思いますが、一般質問に対しての執行部の「検討します」「精査します」「考慮に入れます」という答弁に対して、いつまでに行い、結果がどうなったか確認はしているのでしょうか。質問時間がなくなると「検討をお願いします」と言いますが、実施してほしいから質問しているのではないのでしょうか。お願いでなく提言をすべきだと思います。条例でどう改善されるのでしょうか。

**回 答**：一般質問後に措置されたものは報告されています。その他については、議員各位が行っています。

一般質問の際の執行部とのやり取りは、やりすぎないという考え方もあります。「検討する」という答弁を引き出したということは、その可能性が残るということです。要望等には時間がかかります。ご理解をお願いします。

**検討結果**：一般質問は、その内容について議員個人の責任において、市政全般において行うものであるため、一般質問時の答弁においての「検討します」については、質問議員がそれぞれ自分の責任において、その後の経過を確認することになります。

**質 問**：常任委員会での予算の審査で、金額の小さいところをつついた質問をしていて、何億単位の事業に対して、目的、目標、どんな方々のために行うのかが明確にならないことがあります。常任委員会の内容について市民は解らないし、委員会で採決された結果が、本議会で覆されても解りません。開かれた議会として、どう開示するのか条文に書かれているのでしょうか。

**検討結果**：議案に対しての質疑は、議員（委員）が、自らの疑義を質すために行うもので、予算額の多寡では行っていません。金額が多くても理由や効果が明確な場合は、質疑を行わない場合もありますし、反対に予算額が少ない場合でも、内容に疑義があれば質すこともありますのでご理解をお願いします。

また、情報の開示については、第5条、議会の活動原則の中で、「(4) 議

会の活動について、積極的な情報公開を行い、もって市民への説明責任を果たすこと」という規定があります。加えて、第6条、議員の活動原則の中の「(4) 市民に対し、自らの議員活動について説明すること」とありますので、その中で、行っていくこととなります。

**質 問**：議員の資質を向上して議会の構成員として市のために活動しているのではありませんか。資質を高めて、執行部が何をやろうとしているのか、それが正しいのか、どう進んでいるのかの質問をするのが普通のことだと考えます。執行部の監視ができていないか疑問がわくのですが、改善されるのでしょうか。

**検討結果**：非常勤の特別職である議員には、一般の職員のような地方公務員法での研修の機会が保障されていないため、北本市議会として、議員の資質や政策立案能力などを向上させるために議員研修の充実が必要です。そのため、学識経験者や市民等を招き、議員研修会を積極的に開催することや議会及び議員は、他の自治体の事例等を調査研究するよう努めることを決めました。

これらを忠実にを行うことで、個々の能力や資質を高め、総体的に監視機能も高まると考えています。

**質 問**：市政の報告（市政概要報告）に質疑はないと聞いています。やってもらいたい事が入っていない場合や疑問に思うことに質問するのは当たり前ではないでしょうか。一般質問の締切りについては、市政の報告を一般質問に織り込むことも出来るようにすることが必要だと思います。

**回 答**：今後検討します。

**検討結果**：市政概要報告は、通常前定例会から今の定例会までの間に取り組んだ事業で、特に報告する必要があるものについて、議会に報告するものです。これは、市政についての報告が法令で禁止されておらず、住民の代表である議会と密接な内容であることから、独立した議題としているものです。

市政概要報告については、現在簡易な報告として行っているため、独立した質疑とせず、議案に対する質疑や一般質問の中で行っていますので、ご理解をいただければと思います。

**質 問**：第13条は市長に対して必要な情報を求めるとあり、15条では提案者に

求めるとあります。市長が提案することに対しても、15条の項目のようなものを求めているのかと思います。15条には予算のことが入っています。間に14条が入っていて、整理ができていないと感じます。第15条の(7)(8)は第13条に書くべきではありませんか。

**検討結果**: 第15条は、市長等との関係で「求めるものとする」内容でもありますが、議会に提案される政策等全てを対象にした内容としているためでもあり、そのため、議員や委員会が提案するものも含まれているという趣旨で13条と15条は別としています。

しかしながら、14条が間に入っているため、市民の皆様にわかりにくくなっていることも考えられますので、14条の反問権の付与等と15条の政策等の形成過程の情報収集の条の順番を入れかえます。

**質 問**: 第15条の議会という主語ではどうやって議会の意思決定がされるか明確ではありません。全会一致か少数でも良いのか、少数会派が求めた場合でも市長や提案者が回答するようであればならないと思います。条例の中にどのように意思決定するのかを書き込むべきです。

**検討結果**: 第15条の主語は「議会は」と、機関になっています。この機関が情報の提供を明らかにするよう提案者に対して要求した際に、全会一致を原則としているのか、それとも多数決なのか、それとも議員個々がを求める際にそれを保障しているのかということになるかと考えます。

議案調査などで、これまで同じ内容は説明されていましたが、今後は明確に欲する情報を明記した条文となっています。責任の主体を議会とすることによって、議会が主体性を発揮して、積極的に問題点を明らかにしていくという努力をするという意味でもあります。

現在、議員であっても会派であっても、資料の請求は議長を経て求めることは可能です。このことを明文化したのが、第15条です。議会審議に資するためとなっていますので、議員各人も議長を経由して求めることが可能であると考えます。

**質 問**: 反問権は執行部に対して、サービスのしすぎではありませんか。質問が不明確な場合は議長が整理すれば良いのではありませんか。

**検討結果**: 反問権は、簡単にいうと質問者に対して問い返すことができる権利ですが、反問権については、地方自治法で想定していません。反問する内容につ

いては、例えば質問の趣旨や内容の確認、質問の背景や根拠、質問者への代替案の有無の確認などが考えられます。議員からの質問等に対して、的確な答弁を市長等が行うことができるようにすることを目的として定めています。

**質 問**：閉会中の文書質問を求めることが出来るとありますが、できる規定でしかありません。市長からの回答に義務を書きしておく必要があるのではないのでしょうか。

**回 答**：実施についての詳細な事項については、議長が別に定めますので、その中で検討します。

## 2 アンケート等でいただいた意見等

**意 見**：議会基本条例の設置と議員のスキルアップも期待しています。

**意 見**：アリバイづくりではなく、その結果のフィードバックも必要です。

**質 問**：第8条の広報広聴機能の強化の後ろに、及び市政関連市民団体からの意見聴取という部分を加えたほうがよいのではありませんか。

**検討結果**：議会基本条例が制定され、真摯に実行していくと、今後は市民参加の機会は相当ふえていくと考えています。議会モニターや審議会を設置も含めて、これまでとは格段に市民が何らかの形で議会の活動に参加することが可能になりますので、意見交換なども活発になり意見の聴取なども行えると考えます。

**質 問**：議員間の討議を活発化したいのであれば、前文の中に明文化しておいたほ

うがよいのではないでしょうか。

**検討結果**：前文に、自由かつ充実した討議を行いという文言が入っています。

**質 問**：特別委員会へ市民の参加をしてもらった方が良いではありませんか。

**検討結果**：委員会は、議会の内部に条例で設置することができる、予備的・専門的な審査機関のことで、内部的な機関ですので、その構成員は議員に限られません。

しかしながら、市民の皆様の意見を聴くことも非常に重要だと考えましたので、パブリック・コメントや市民説明会を開催して、そういった機会を創出していきます。

**質 問**：会派についての条文が不足しています。会派の目的、活動に対する規定をすべきです。

**検討結果**：会派は、一般的に同じ政治的な信条を持つ議員の集団です。会派については、会派の目的、あるいは会派の規定等を備えるのが好ましいと考えますが、議会として必ず必要な要素ではありませんので、条例の中には盛り込みません。

**意 見**：市議会の皆さんが、議会改革に頑張っている中で、その中のベースとしての議会基本条例をつくられたことがわかりました。

とても先進的で、素晴らしい内容で、議会活動が充実発展してくことを期待しています。

**意 見**：一般市民の参加者、特に若者が少ないのが心配です。説明会ありがとうございました。

**質 問**：第10条（3）では採択した請願及び住民の陳情について、市長等におい

て措置することが適当と認めるものについては市長等に送付した後、その処理の経過についての報告を求めるとして、議会と行政機関の間の取り扱いについての規定がありますが、請願についての議会と請願者との間の結果の伝達については規定がありませんので、何らかの条文が必要と思えます。審査結果の伝達については見当たりません。議会は今までも請願審査の結果を議長名で請願者に連絡していますが、その内容は、「採択」、「趣旨採択」、「否決」の3種言葉のみが伝達されるにすぎません。協働の精神からすれば、採択の場合はともかくとして、趣旨採択には採択された趣旨を、否決には否決の理由を請願者に連絡する条文があつてよいと思えます。

**検討結果**：議会では、請願の採択・不採択を決した場合、法令上請願者に対して通知する義務はありませんが、請願者からすれば、提出した請願がどのような結果になったかを知りたいのは当然です。そのため、北本市議会では自主的に結果について通知しています。

請願者への通知については、採択と不採択でその内容が異なると思われる。採択の場合は、「一部採択である場合は、その部分の明示」「関係機関へ送付等したことの記載」「意見書を提出した場合は、その旨の明示」が考えられます。

翻って、不採択であった場合は、ご質問のとおり「単に不採択であった旨を通知する」方法と「不採択の理由を付す」方法が考えられますが、現在は、できるだけ早く結果をお知らせする観点から、議決後速やかに通知しており、不採択の理由を議事録で、詳細に確認できないことから、不採択の理由は付しておりませんので、今後の検討課題とさせていただきます。

**質 問**：国会は政党があり選挙時に市民はその候補者がどの党に所属するかを承知して投票します。政党の内部にも会派がありますが、政策の選択等については政党が主な単位として機能します。しかし北本市の場合は、選挙の折会派は明示されていません。市民は主に会派や政党よりも候補者個人を選択して投票していると言えます。市議会での政策は日常生活に密着したものが主体でありますので、議員は議員個人の教養と識見に基づき判断をされることを市民は望んでいると思えます。

しかし、議会は、往々にして会派による判断、しかも会派拘束による決定で採否が決定することがしばしばあります。にもかかわらず、会派として市民に説明する機会を持たない会派が大半です。

今回の条例案には、会派についての条項は第37条（会派）のみで、その内容は、「議員は議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる」

とあるだけです。

私は、市民には見えにくい会派の活動のために、議会の決定の経過や結果が分かりにくくなっていることがあると感じています。

したがって、会派が議会活動にとって不可欠のものであるなら、会派の議会活動についてのあるべき形を条文化すべきであり、会派の名のもとに議員個人の利益を狙ったり、二元代表制に反する行政となれ合い行為を防止すべきであると考えます。会派はその活動を市民に説明すべきです。

**検討結果**：会派については、議会内に形成された議員の同志的集合体のことであって、任意団体だと考えます。任意団体ですので、議会の機関として、必要以上に会派の内容に関与していくということについては、疑問があります。会派についての活動をどのように市民に説明していくかについては、第6条、議員の活動原則中に、「(4) 市民に対し、自らの議員活動について説明すること」とありますので、その中で対応していくことになると考えています。

ただし、会派については、政務活動費を交付している団体ですので、収支の報告等の使途基準などを厳格に適用していく必要があると考えています。その部分については、第38条、政務活動費に、説明責任等として定めました。

**質 問**：第7条、議員の政治倫理について、第2項で、「前項に規定するもののほか、議員の政治倫理に関する事項については、別に条例で定める」とありますが、議会で決定する前に市民に検討させるようにできないでしょうか。

**検討結果**：今後、条例を検討する段階で、再考します。

**質 問**：原則、市民への傍聴の機会を与えるべきではないですか。

**検討結果**：第9条、会議の公開で、「議会は、会議を原則公開とする」としていますので、傍聴の機会は確保されていると考えています。

**質 問**：第9条、会議の公開は、「本会議、委員会を原則公開とする」とした方が良いのではなideいでしょうか。また、会議の理解を深めるために傍聴者にも資



料は必ず配ることをルール化してほしいと思います。

**検討結果**：本会議と委員会は、原則公開だと考えています。

また、本市議会では、常任委員会や議会運営委員会が任意で開催する協議会や議員全員が参加する全員協議会などについても、運営上、支障がない場合は委員や議員の了承を得て公開することとしています。第2項では、会議で使用した資料についても、運営上、支障がない場合は公開に努めることや、できるだけ多くの皆さんに傍聴していただけるよう努めることを定めています。

**質 問**：第12条、議会モニターの設置については、意味するところの解説が必要と考えます。

**検討結果**：市民に、より開かれた身近な議会を実現するため、議会の活動状況等について広く住民から意見や感想、提言を求める制度が「議会モニター」だと考えています。

具体的な内容については、今後議長が定めますので、その中で検討していきますので、ご理解をお願いします。

**質 問**：第14条反問権の付与等、第2項で「市民に分かりやすい方法で行う」とあることから、「資料がある場合は、事前配布などを含む」と規定した方が良いのではありませんか。

**検討結果**：現在、一般質問においては資料提出を求めて、提出された資料は傍聴者に配布していますので、今後も継続します。

**質 問**：第16条、閉会中の文書による質問については、冒頭を「第16条 議員は自ら又は市民の要望にこたえて」とした方が良いのではありませんか。

**検討結果**：議員が市民からの疑問等があつて、その案件が緊急・危急の状態である場合は、議員の判断において文書質問をすることになります。その際は、議員とよくお話し合いをいただきたいと思います。

**質 問**：委員会での賛・否の表明した委員は本会議でも同じ賛否を表明するのが当

然当たり前だと思うが、もしも違う場合は本会議でもその理由を本会議採決前に説明しなければならないと加えてはどうでしょうか。

**検討結果**：本会議場で、採決の前に賛否の討論を行う機会があります。第6条、議員の活動原則中、「(4) 市民に対し、自らの議員活動について説明すること」とありますので、各議員はその条項に基づいて、討論についても必要に応じて行うこととなります。

**質 問**：第34条、議会改革の推進、第1項について、冒頭「議会は、議長が交替に関わらず」とした方が良いではありませんか。

**検討結果**：議会基本条例で規定したことは、真摯に取り組みます。議会基本条例については、議会運営委員会において不断の検証を行うことになっていますので、議長といえども任意にその内容を無視したりすることはできません。

**質 問**：第38条、政務活動費の第1項には、「議員の市民への広報活動や」を、また、第2項には、「成果の無かった議会活動の広報費用も含めて」という趣旨の内容を盛り込んだ方が良いではありませんか。

**検討結果**：政務活動費で使用したすべての項目においてとの趣旨だと思います。現在、政務活動費については、ご提案いただいた内容も含めて、全ての収支報告が提出されています。内容については、議長が精査をし適正かどうかを判断していますのでご理解をお願いします。

市民の皆さんから多数のご質問、ご意見をいただきありがとうございました。議会基本条例だけでなく、今後の議会活動についての貴重な意見として、参考にさせていただきます。